

令和6年6月10日  
京 都 労 働 局

## 京都労働局雇用環境・均等室における文書の誤送信事案の発生について

京都労働局（局長 角南 巖）は雇用環境・均等室（以下「雇均室」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤送信について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等についてお知らせします。

### 記

#### 1 概 要

雇均室において、補助金システム（以下「システム」という。）を使用して、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）をA社に送信した際に、誤ってB社に送信した。

交付決定通知書には、会社名、代表者氏名、事業に要する経費、助成金の額が記載されていた。

#### 2 事実経過

- (1) 令和6年5月15日、職員Xがシステムを使用して、A社に対し、交付決定通知書を送信した。
- (2) 同年5月16日、B社から「A社の交付決定通知書が5月15日に送信されてきた。」との電話があり、誤送信があったことが発覚した。
- (3) 同日、システムにおける交付決定通知書の送信データを削除した上で、職員YがB社に電話にて経過説明と謝罪を行い、了承を得た。
- (4) 同年5月17日、職員YがA社に電話にて経過説明と謝罪を行い、了承を得た。

#### 3 発生原因

職員Xは、他の職員にシステムの操作に係るOJT研修を行いつつ交付決定通知書の送信処理を行っていたため、交付決定通知書の送信処理画面と交付決定通知書の事業所名の確認が不十分となり、誤送信が発生したものの。

#### 4 再発防止策

##### (1) 雇均室における対応

令和6年5月17日に雇均室職員全員に対し、メールにて事案の説明と個人情報を含む文書の送付にあたっての基本動作の徹底を改めて指示するとともに、5月21日に、システムを取扱う職員に対して、同システムを使用して交付決定通知書を送信する場合の操作マニュアルに沿った操作手順の徹底と、交付決定通知書の送信処理画面の事業所名と送信する交付決定通知書の事業所名のダブルチェックの徹底を指示した。

##### (2) 労働局における対応

令和6年5月17日に総務部長より局内全部署に対し、個人情報を取り扱う事務処理について、所属長自ら作業手順の確認を行うよう指示するとともに、改めて緊張感をもって個人情報管理の徹底に取り組むよう指示した。

また、令和6年5月28日に開催した局幹部会議において、総務部長より、5月末までに所属長自ら事務処理手順を確認のうえ、その結果を直接総務部長へ報告するよう指示した。

担当：京都労働局雇用環境・均等室

監理官 森 泰彦

室長補佐 玉井 宏明

電話 075-241-3212